

マイナポイントの対象となる
マイナンバーカードの申請期間が
**2023年2月末まで
延長になりました!**



マイナンバーに関するお問い合わせ

☎0120-95-0178 (フリーダイヤル)

※マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。(午前9時30分～午後8時、土日祝は午後5時30分まで)

土日に
開催中!

**出張申請
サポート**

**リモート
申請支援**

一期間
1/16 ▶ 3/31
(月曜日) (金曜日)

予約
不要

手続き簡単
約30分

写真撮影
無料

パソコンやスマホがあれば、電話をしながら自宅でもマイナンバーカードの申請ができます。

リモート申請支援番号

TEL:03-6221-6807

[受付時間]午前9時～午後5時/平日のみ

ぜひこの機会に
お立ち寄りください

詳しくはこちら

条件や必要書類は右側のQRコードからご確認ください。

デジタル庁へ寄せられた健康保険証との一体化に関する質問・回答

Q① マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を2024年秋までに廃止すると聞きました。マイナンバーカードの取得は任意だと思っていますが、必ず作らなければいけないのでしょうか。施設に入所している高齢者などマイナンバーカードを取得できない者は保険診療を受けることができなくなるのですか。

A① マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありません。また、今までと変わりなく保険診療を受けることができます。

従来の保険証ではなく、マイナンバーカード1枚で受診していたことで、これまでできなかった、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになります。

このため、デジタル庁・総務省を中心に、全力をあげて、施設に入所している方も含め、すべての方々がマイナンバーカードを持つように努めてまいります。

なお、紛失など例外的な事情により、手元にマイナンバーカードがない方々が保険診療等を受ける際の手續については、今後、関係府省と、別途検討を進めてまいります。

Q② マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を2024年秋までに廃止すると聞きました。マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高くなると聞きました。本当ですか。

A② 現在、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等(オンライン資格確認等システム)の設置が進んでおり、2023年4月からは、全ての医療機関・薬局において、マイナンバーカード保険証を利用して受診ができるようになります。

なお、マイナンバーカード保険証を利用した際の自己負担額は、2022年10月より改定されています。医療機関で、マイナンバーカードを保険証利用した場合は初診料6円、従来の保険証で受診した場合等は初診料12円の負担となり、マイナンバーカード保険証を利用した方の費用負担が余計にかかるといったことはなくなりました。

Q③ マイナンバーカードと健康保険証一体化後、マイナンバーカードを落としたり無くしたりした場合、再発行までは保険証が使えないのですか。

A③ 紛失等により速やかにマイナンバーカードを再発行する必要がある場合において、現在お受け取りいただくまでに1〜2カ月かかっている期間を、大幅に短縮してまいります。このような場合に、市町村の窓口で申請をすれば、長くても10日間程度でカードを取得することが出来るように検討を進めてまいりますので、しばらくお待ちください。

それでもなお、マイナンバーカードの再交付が終了するまでの間など、例外的な事情により手元にマイナンバーカードがない状態で保険診療等を受ける必要がある場合の手續については、今後、関係府省と連携しながら、丁寧に対応してまいります。

デジタル庁ホームページ
「よくある質問：健康保険証との一体化に関する質問について」
(<https://www.dig-ital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/>)

